

## 青梅市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

### 1 目的

この基準は、青梅市契約事務規則（平成14年規則第22号。以下「規則」という。）第35条の規定にもとづき、青梅市（以下「市」という。）が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負契約および設計・測量・地質調査等の委託契約ならびに修繕の請負契約を除く。）にかかる指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名基準について必要な事項を定め、指名競争入札の透明性および競争性を確保し、厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### 2 指名の判断事項

入札参加者の指名に当たっては、規則第34条に規定する名簿に登録されている者について、次の各号に掲げる事項を調査の上、適格性を判断するものとする。

- (1) 経営および信用の状況
- (2) 市における指名実績および受注の状況
- (3) 他の官公庁および民間における契約実績
- (4) 市との契約にかかる過去の履行状況
- (5) 発注契約における履行能力
- (6) 発注契約における地理的条件（履行場所、営業所の所在地等）
- (7) 申請営業種目
- (8) 発注契約の内容に適した専門性および技術的適性
- (9) 東京電子自治体共同運営の格付および順位
- (10) その他特別な事情

### 3 指名の方法

入札参加者を指名する場合の一般的な方法は、次のとおりとする。

- (1) 前項の規定により適格者と判断された者から指名する。
- (2) 予定価格1,000万円以上の発注案件の指名については、青梅市競争入札等審査委員会で指名業者の適格性を判断し、指名業者を選定する。

### 4 優先指名

次の各号のいずれかに該当する場合は、他の者に優先して指名するこ

とができる。

- (1) 常時契約を締結する事務所として、市内に本店または本社を置き営業する者
- (2) 常時契約を締結する事務所として、市内に支店、支社または営業所を代理人住所として登録し営業する者
- (3) 重度障害者を多数雇用する業者として青梅市長が認めた者
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に該当する者
- (5) 同一の契約事案にかかる前回の契約業者（前回の契約の履行状況が良好でない者を除く。）
- (6) 過去において、市を相手方とする当該発注契約と同種かつ同規模程度の契約を履行した者で、履行成績が優秀であった者

## 5 指名の制限

次の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

- (1) 指名停止期間中等指名から除外する期間中である者
- (2) 過去同一の契約事案にかかる契約の履行が不誠実であった者
- (3) 経営状況が著しく不健全である者
- (4) 発注契約と同種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、市の発注契約が不履行となるおそれがあると認められる者
- (5) 同一の発注契約において、組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者

## 6 指名業者数

指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約の種類、内容もしくは性質または業者の登録状況等により、これにより難いと認められる場合は、指名業者数を減じて指名することができる。

## 7 実施期日

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

## 8 経過措置

- (1) この基準の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。
- (2) この基準の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第6項関係）

| 発注予定価格    |           | 指名業者数 |
|-----------|-----------|-------|
| 2,000万円以上 |           | 8人以上  |
| 500万円以上   | 2,000万円未満 | 6人以上  |
| 100万円以上   | 500万円未満   | 4人以上  |
| 100万円未満   |           | 3人以上  |